

第2章

環境の現状と課題

自然環境、都市環境、生活環境、環境負荷、地球環境、
参加と協働の分野ごとに現状と課題を整理しています。

1 自然環境の現状と課題

樹林地

狭山丘陵は、本市をはじめとして東村山市、東大和市、瑞穂町及び埼玉県所沢市の5市町にまたがる大規模な樹林地です。本市においては、市域の北部に位置し、その大部分は都立野山北・六道山公園として公有地化されています。公園内にある里山体験施設の周辺には昔ながらの風景が残され、里山文化を学習できる場所として市民に親しまれています。

■ 都立野山北・六道山公園
(里山体験施設周辺)

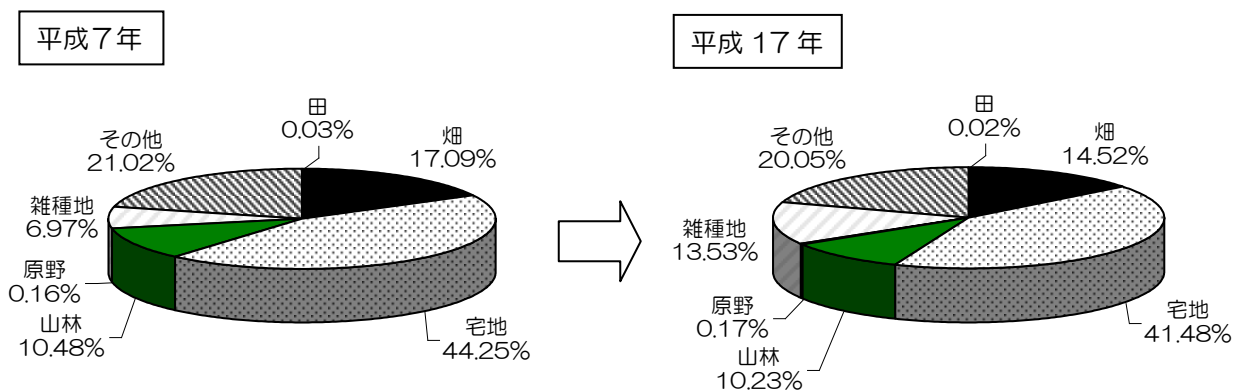


一方、市内には武蔵野特有の平地林である海道緑地保全地域※をはじめ、社寺林※などの樹林地が残っています。

これまで市は、都立野山北・六道山公園や海道緑地保全地域の保全・活用策を都に要請するとともに、市内に残る社寺林などの保全に努めてきました。その効果もあり、地目別土地面積の過去10年間の変化を見ても、山林面積の割合はほとんど変わっていません。

これらの貴重な環境を後世に引き継いでいくためには、今後も都と連携して保全に努めていくとともに、市民が樹林地とふれあうことのできる機会を設け、市民の環境保全意識を高めていく必要があります。

■ 地目別土地面積の変化



資料：統計書 平成17年度 武蔵村山市

河川・水辺

本市には、瑞穂町に源を発し多摩川に注いでいる残堀川と、市立野山北公園に源を発し清瀬市中里で柳瀬川に注いでいる空堀川の2つの一級河川が流れ、その支流として横丁川、久保の川、入谷川、谷戸川などが流れています。

残堀川は、都が実施し、市が管理している「いこいの水辺事業」のほか、残堀川自転車道が整備されています。空堀川については、現在、大雨時の対策の一環で部分的調節池として整備を行っています。

市民からは「水辺とふれあえる場所が欲しい」という要望が寄せられており、都と連携した親水空間の整備・創出を進めていく必要があります。

また、市では宅地開発の際に雨水浸透施設*の設置を促進していますが、河川の水量不足が解消されるまでには至っていません。新たな水源確保や河床の浸透防止に向けた対策の実施を都に要請していく必要があります。

■ 市内を流れる主な河川



残堀川



空堀川



資料：武蔵村山市 第3次長期総合計画

動植物・生態系

本市の北部に位置する狭山丘陵は、緑や湧水に恵まれ、豊かな生態系を育んでいます。

コナラなどの落葉樹を中心とした雑木林、神社の周りに残る常緑樹林、谷戸のハンノキ林内には、アズマネザサやクマザサが密生している等、様々な植物が見られます。

また、丘陵の植物の生育状況に応じて、さまざまな昆虫類やそれを餌とする動物が生息しています。エノキを食草とするオオムラサキ、コナラやクヌギを食草とするアカシジミなどが確認されています。クヌギなどの樹液には、カナブンやカブトムシ、スズメバチなどが集まり、谷戸の水溜りには、ゲンゴロウの仲間やアメンボなどを観察することができます。

しかし、市内全域を見渡してみると、都市化の影響や河川のコンクリート護岸整備などに伴って、動植物の生育・生息環境が失われつつあります。

狭山丘陵にはオオムラサキやアカシジミなどの希少な動植物が生育・生息しており、これらの種を保全していくためには、自然環境に配慮した開発や河川の親水護岸化、樹林地や水辺とのネットワーク化など、都と連携した保全策が必要です。

また、近年は外来生物による生態系への影響が懸念されています。国は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律^{*}を施行し、オオクチバスなどの特定外来生物^{*}に指定した動植物については、飼育や販売等を原則禁止しています。監視体制を充実するとともに、市民・事業者への啓発を図り、本来の生態系を守っていく必要があります。

■ オオムラサキ(オス)



2 都市環境の現状と課題

公園

都市公園*の緑は、市民の生活にやすらぎやうるおいをもたらす憩いの場であるとともに、スポーツやレクリエーションの場、景観の形成、災害時の避難場所など多様な機能を持ち合わせています。本市では、平成17年度末現在、18箇所、218,244.60㎡の都市公園を整備しています。

都市化が進むにつれて市民が身近にふれることのできる緑が減少している状況の中、都市公園の整備や個々の建物の周囲における緑を増やしていくことが求められています。また、身近な緑の維持管理については、市だけでなく、市民・事業者の参加が望ましく、そのための仕組みづくりや支援を行っていく必要があります。

■ 市内にある都市公園

地点	名称	面積(㎡)
1	野山北公園	18,101.76
2	総合運動公園	68,773.25
3	山王森公園	5,862.35
4	大南公園	54,900.92
5	御伊勢の森公園	607.12
6	雷塚公園	21,488.46

地点	名称	面積(㎡)
7	向山公園	1,498.21
8	十二所神社公園	501.57
9	野山公園	699.18
10	オカネ塚公園	9,624.29
11	伊奈平公園	2,747.27
12	経塚向公園	2,500.00

地点	名称	面積(㎡)
13	中原公園	4,000.01
14	大南東公園	2,902.45
15	三本榎史跡公園	1,089.56
16	三ツ藤南公園	2,122.05
17	プリンスの丘公園	11,839.76
18	さいかち公園	8,986.39
合計		218,244.60



資料：道路公園課

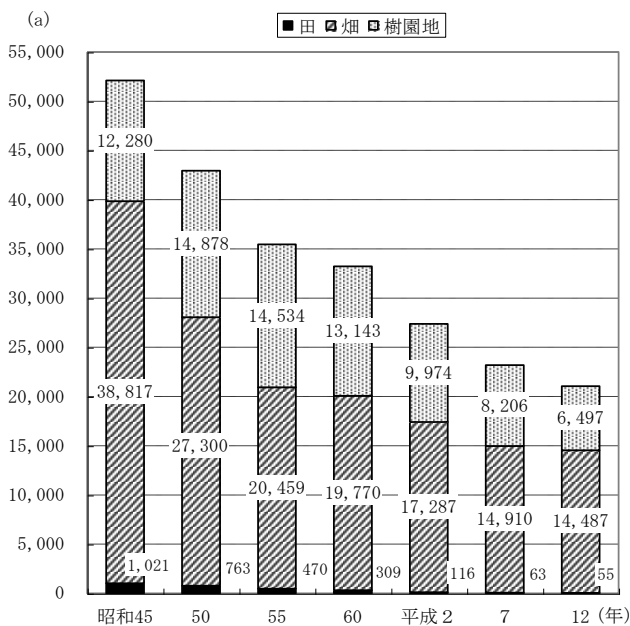
農地

本市では、昔から畑作を中心とした農業が営まれてきました。平成12年2月1日現在の経営耕地面積を見ると、畑が約7割を占めています。耕地面積は、市街化等の影響から年々減少し、農家数についても後継者不足などが原因となって減少の一途をたどっています。

一方、市民が農業とふれあうことのできる体験型市民農園*としては、「ふれあい農園」、「わかかな農園」などを整備しています。農業に対する市民の関心は高いことから、農業体験できる機会をさらに充実していく必要があります。

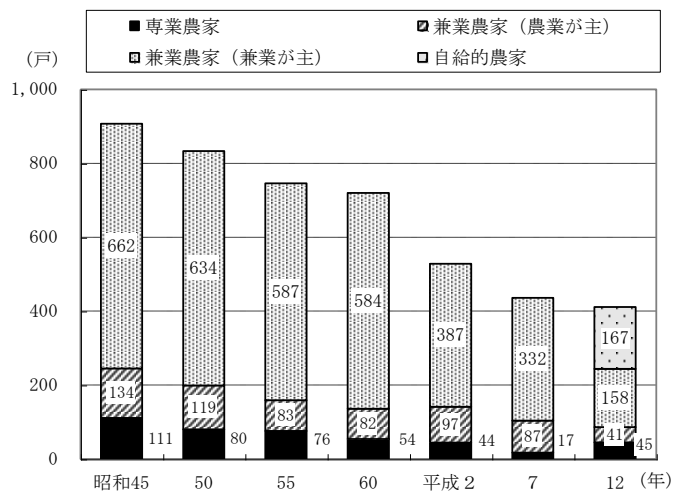
また近年は、豊かな土壌の形成、有機栽培による農作物への関心などの観点から、環境にやさしい農業の推進が求められています。今後はこのような農業を奨励していくとともに、地元農業の活性化を図る必要があります。

■ 本市の経営耕地面積の推移



資料：統計書 平成17年度 武蔵村山市

■ 農家数の推移



資料：統計書 平成17年度 武蔵村山市

景 観

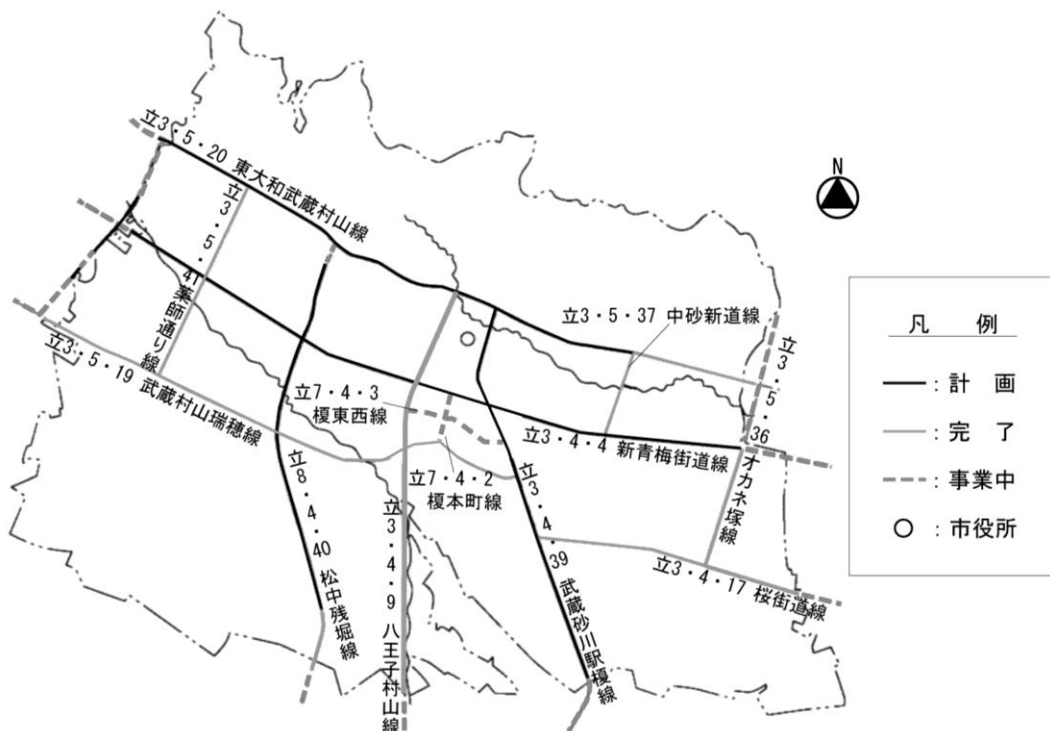
狭山丘陵から作りだされる里山風景や、眞福寺をはじめとした歴史的文化的遺産による風景は、私たちの目を和ませ、地域の貴重な景観形成に役立っています。これらの良好な景観は本市の貴重な財産であるため、今後も保全に努め、後世に引き継いでいく必要があります。

また、本市では、平成17年度現在、新青梅街道線をはじめとした都市計画道路が12路線都市計画決定され、街路樹等による景観が形成されている路線があります。日産自動車村山工場跡地については、跡地利用協議会*（五者協議会）で策定されている「まちづくり方針」に基づいて、敷地内に緑が確保されることになっており、景観面にも配慮した道路整備も行われています。

道路は交通機能の確保だけではなく、良好な景観を形成する役割を担っています。

今後は、多摩都市モノレールの市内延伸計画が予定され、区画整理事業が進んでいることから、市内の道路交通網や景観が大きく変わっていくことが予想されます。東京都と多摩地域の28市町が策定している「多摩地域における都市計画道路の整備方針」における提案に基づいて、緑豊かで快適な都市空間の創出に向けた環境軸*を形成していく必要があります。

■ 都市計画道路の整備状況



資料：武蔵村山市 第3次長期総合計画 後期基本計画

歴史的文化的遺産

本市では、旧石器時代・縄文時代などの遺跡が数多く発見されています。村山大島紬をはじめとした都指定文化財が2件、三本榎をはじめとした市指定文化財が19件が指定されています。

指定文化財には説明看板を設けて、訪れた人々の関心を促し、武蔵村山市立歴史民俗資料館においては、市の歴史、民俗、自然などを紹介しています。

また、市内の文化財などを巡る歴史散策コースを設定し、武蔵村山の歴史文化とふれあう機会を設けています。

市民が郷土の歴史・文化にふれ、後世に継承していく上では、歴史的文化的遺産は非常に重要となるため、引き続き保全策を講じるとともに、ふれあいの機会を創出していく必要があります。

■ 三本榎（乙幡榎）



■ 指定文化財一覧

区分	種別	名称
都	無形文化財	村山大島紬
	無形民俗文化財	双盤念仏（薬師念仏鉦はり）
市	有形文化財	眞福寺梵鐘
		眞福寺格天井花鳥画
		指田日記
		萩ノ尾薬師堂の宝篋印塔
		村山織物協同組合事務所
		屋敷山遺跡出土人面装飾付土器
		屋敷山遺跡出土中世常滑窯大甕
	有形民俗文化財	細田山庚申塔
		大日堂庚申塔
		神明ヶ谷戸大日堂の大日如来像
		堂山墓地の如意輪観音像
		原山の馬頭観世音菩薩
	無形民俗文化財	猿久保尾根の庚申塔
		三ツ木天王様祇園ばやし
		重松囃子
	市指定史跡・旧跡	横中馬獅子舞
		谷津仙元神社富士講
		三本榎
		地頭大河内氏墓

資料：むさしむらやま歴史散策コース案内

3 生活環境の現状と課題

大気汚染・悪臭

本市では、道路沿道7地点において、大気中の二酸化窒素の測定を実施していますが、平成13～17年度にかけて、いずれの地点も環境基準※を下回っています。

また、市内の光化学スモッグ※の注意報発令日数は平成13～16年度にかけて減少していますが、平成17年度は15日で前年に比べ若干増加しています。

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生する現象のことであり、都や周辺市町など、広域的な対策を進めていく必要があります。

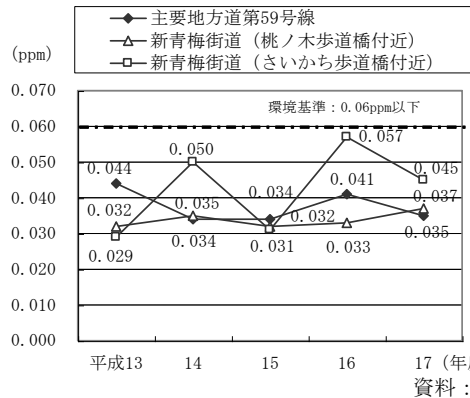
水質汚濁

本市では、公共用水域である残堀川・空堀川の各2地点、久保の川、谷戸川、入谷川、横丁川の各1地点において、水質調査を実施しています。

平成13～17年度の残堀川・空堀川のBOD※濃度（年平均値）の推移を見ると、平成17年度の残堀川（富士見橋）を除き、全ての地点において環境基準を下回っています。

残堀川（富士見橋）のBOD濃度が環境基準を上回っているのは、河川の流量不足が原因として考えられるため、公共下水道の水洗化の普及促進や排水規制はもちろんのこと、河川の流量を適切に確保していく必要があります。

■ 道路沿道の二酸化窒素濃度



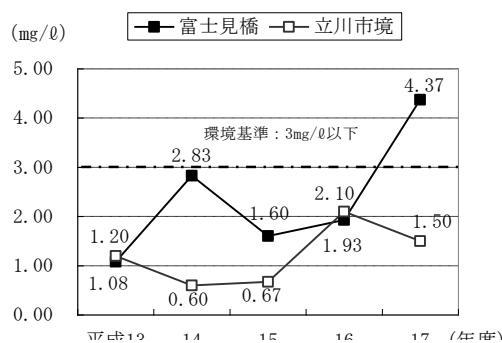
注) 二酸化窒素の測定は、沿道（道路端）にフィルターパッチ（採取器）を設置し、24時間の空気を採取し分析したものである。

■ 光化学スモッグ発令状況

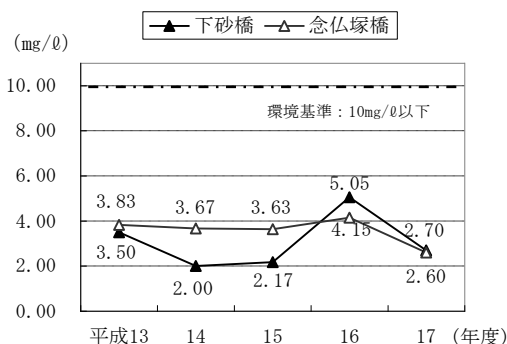
	平成13	14	15	16	17年
予報発令日数	2	6	2	6	7
注意報発令日	19	17	7	12	15
警報発令日数	0	0	0	0	0

資料：環境課

■ 残堀川 BOD 濃度（年平均値）の推移



■ 空堀川 BOD 濃度（年平均値）の推移



騒音・振動

本市では、道路交通騒音及び振動の測定を市内7箇所で行っています。平成13～17年度の測定結果を見ると、道路交通振動は、いずれの地点も要請限度*を下回っていましたが、道路交通騒音は、ほとんどの地点で環境基準を超過しています。新青梅街道については、いずれの地点においても要請限度以上の値を示す年度があります。

横田基地からの航空機騒音については、第十小学校の屋上、残堀地区の第二老人福祉館で測定を行っています。第十小学校の航空機騒音の推移を見ると、過去5年間においては環境基準を下回っています。飛行回数の最も多い70～79dBの航空機の飛行回数は、平成14年度をピークに減少していますが、80～89dBの航空機の飛行回数は増加しています。

道路交通騒音及び航空機騒音については、本市だけで解決できる問題ではないため、引き続き関係機関や周辺市町と連携を図り、対策を進めていく必要があります。

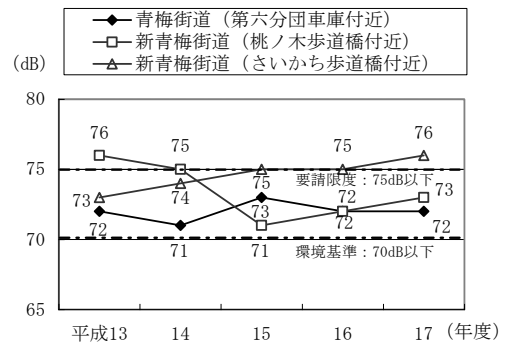
土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下

土壌汚染は土壌汚染対策法*によって、使用が廃止された有害物質使用特定施設の事業者や土地所有者に対して、土壌汚染調査の実施、土壌汚染による健康被害の防止措置の実施が義務づけられています。地下水の汚染状況については、市内5箇所を選定し調査を実施しており、平成13～16年度の測定結果を見ると、すべての地点で環境基準を下回っています。

また、一定規模（揚水機出力300W）以上の揚水施設で地下水を揚水している事業者からは、年1回揚水量の報告を受けています。本市では地盤沈下は確認されていません。

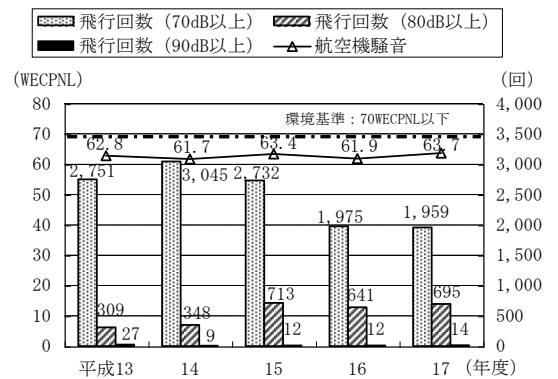
安全な土壌と地下水を保全するため、引き続き監視に努めるとともに、排水などによる土壌や地下水への負荷低減を促進していく必要があります。

■ 道路交通騒音（昼間）の推移



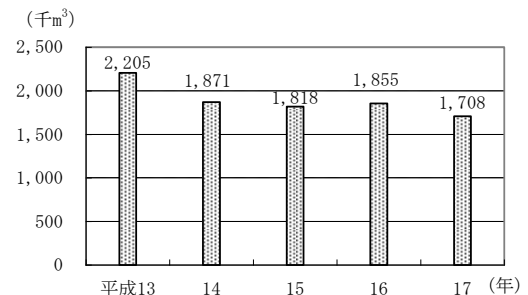
資料：環境課

■ 横田基地航空機騒音等（第十小学校）の推移



資料：環境課

■ 地下水揚水量



資料：環境課

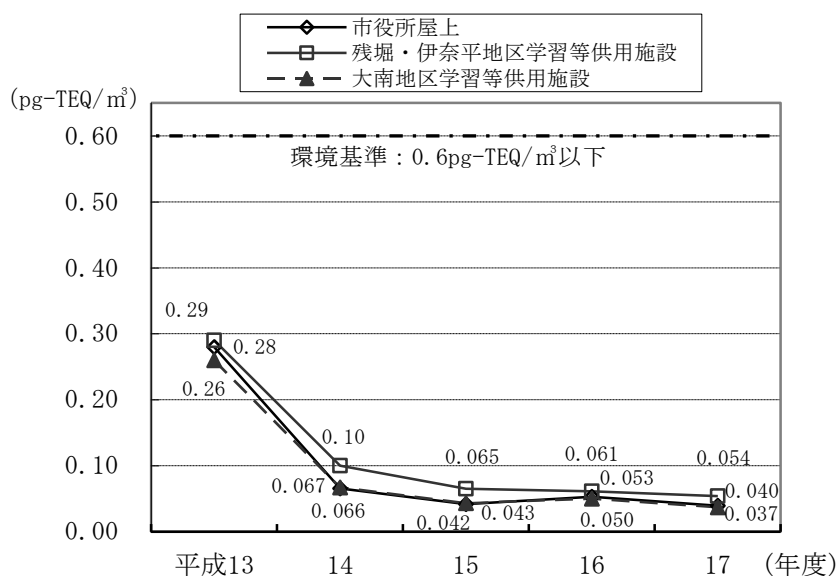
有害化学物質

本市では、大気（市役所屋上をはじめとした3箇所）、河川水質（残堀川、空堀川の2箇所）のダイオキシン類*調査を実施しており、過去5年間の推移を見ると、いずれも環境基準を下回っています。

ダイオキシン類のみならず、わが国では数万種の化学物質が人工的に生産されていると言われています。それらはプラスチック、医薬品など我々の生活に欠かせないものになっている反面、生産・使用・廃棄の方法によっては、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。なお、近年はアスベスト*による健康被害が問題になっています。

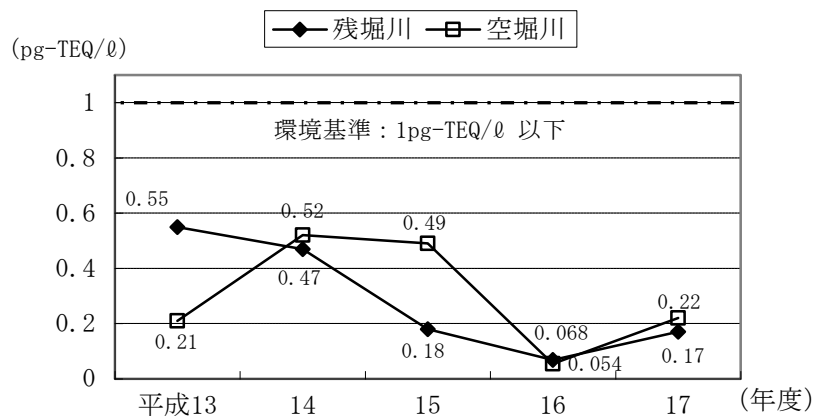
影響を未然に防止していくため、確実な管理体制の整備や、各物質についての理解が必要となります。

■ ダイオキシン類測定結果（大気）



資料：環境課

■ ダイオキシン類測定結果（河川水質）



資料：環境課

4 環境負荷の現状と課題

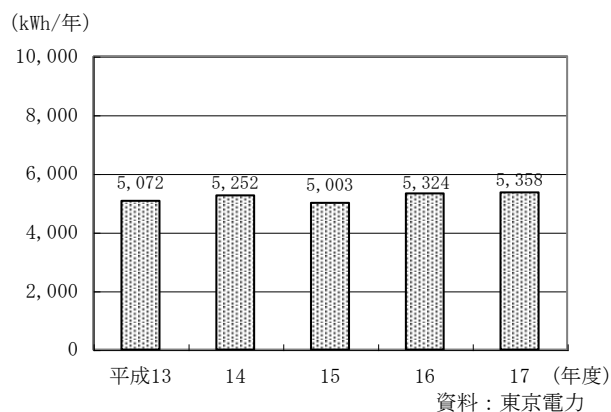
資源・エネルギー

私たちは大量のエネルギーを消費して便利で豊かな生活をしていますが、一方では、石油や天然ガスなどの限りある資源の枯渇、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス※排出量の増加の問題につながっています。

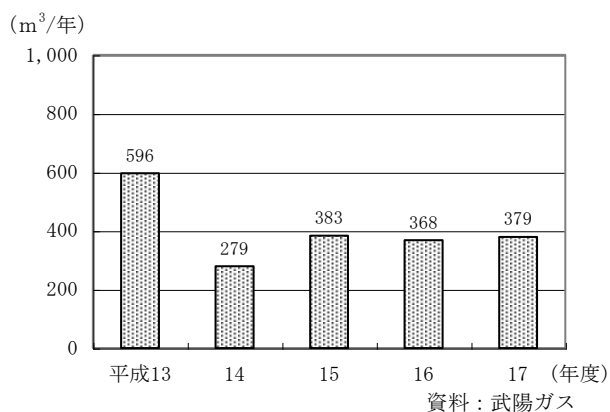
本市の庁舎においては、電気・都市ガス・水道使用量の削減に向けて、過去5年間の実績の平均値に対して5%削減する目標を掲げ、取組を進めています。その効果もあり、平成12～16年度の間で電気は約11%、都市ガスは約48%、水道は約34%減少しています。

一方、一世帯当たりの過去5年間の電気・都市ガス・水道使用量の推移を見ると、電気は平成13～17年度にかけて毎年約5,000kWhの電気が消費されています。都市ガスは平成13～14年度にかけて減少していますが、平成15年度からはほぼ一定の使用量となっています。水道の使用量は平成13～17年度にかけて横ばいの使用量となっています。今後は、庁舎における省エネルギー対策を進めるだけでなく、市民・事業者に対する啓発を図っていく必要があります。

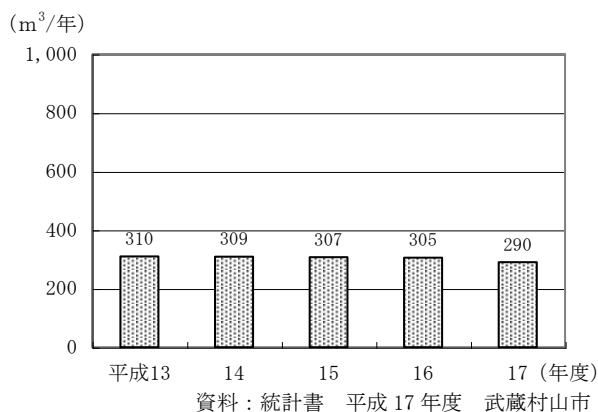
■ 一世帯当たりの電気使用量の推移



■ 一世帯当たりの都市ガス使用量の推移



■ 一世帯当たりの水道使用量の推移



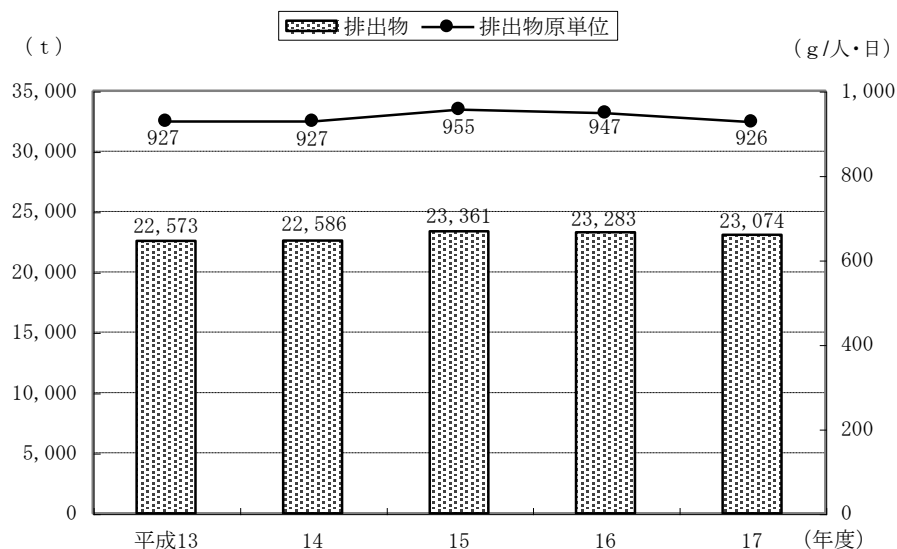
ごみの排出・リサイクル・不法投棄

本市では、ごみの収集方法を平成7年度にダストボックス方式からステーション方式に変更し、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみの収集を行っています。平成17年度におけるごみの年間排出物量（収集ごみ+持込ごみ量+拠点回収量+集団回収量）は23,074 t/年、一人1日当たりの排出物原単位は926g/人・日、リサイクル率は29.4%です。

「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」では、平成24年度における目標として一人1日当たりの排出物原単位を850g/人・日、リサイクル率を33%と掲げており、目標の達成に向けて、さらなる対策を進めていく必要があります。

また、近年は、狭山丘陵の茂みや道路の植樹帯など、人目につきにくい場所での不法投棄が後を絶ちません。市では、パトロールなどを通じて発生防止に努めていますが、監視体制の充実など、さらに対策を進めていく必要があります。

■ 排出物量及び排出原単位の推移



資料：環境課

5 地球環境の現状と課題

地球温暖化

地球温暖化とは、人間の活動の拡大により、大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタンなどの温室効果ガスの濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のことです。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第3次評価報告によると、2100年には地球の気温が1.4～5.8℃上昇し、海面が9～88cm上昇すると予測され、気候変動に加え食糧危機、生態系や人間に重大な影響が及ぶと予測されています。

平成17年2月には京都議定書*が発効し、日本は平成20～24年間の温室効果ガスを平成2年度比で6%削減することが義務づけられました。温室効果ガスのうち大部分を占めるCO₂は、産業活動をはじめ、日常生活における電気・ガスの消費や自動車の利用によって排出されています。

今後は、家庭や事業所に対して地球温暖化防止に向けた意識啓発を図るとともに、庁舎内における取組を進めていく必要があります。

酸性雨

酸性雨は、工場の排煙や自動車の排気ガスの中に含まれる硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)が大気中で化学反応を繰り返して酸化し、雨等に溶け、地上に降下する現象です。一般的にはpHが5.6以下の雨が酸性雨とされ、全国的に依然として欧米並みの酸性雨が観測されています。現時点で酸性雨による自然や生態系への被害は報告されていませんが、欧米では湖が酸性化して魚が死滅する、広範囲の森林が枯死するなどの被害が出ています。

本市では、市役所屋上に採取装置を設置し、降雨の調査を実施しています。引き続き調査を実施するとともに、都や周辺市町とも連携し、広域的な防止対策を検討していく必要があります。

オゾン層破壊

オゾン層破壊の問題は、大気中に放出されたフロンガスなどが地球を取り巻くオゾン層を破壊し、有害な紫外線が地表に降り注ぎ、人の健康や生態系への影響を及ぼすことで起きています。皮膚がんや白内障の増加、免疫力の低下などの健康被害、農作物の収穫減少などの影響が懸念されています。

オゾン層保護の国際的枠組みとしては、ウィーン条約やモントリオール議定書が採択され、フロン類の製造使用の禁止・制限等が定められ、日本でも特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律や特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律が制定されています。オゾン層破壊物質であるフロンガスは、冷蔵庫やエアコンの冷却剤やスプレーなど身近な製品に使用されていることもあり、現在はフロンガスが使用されている製品を廃棄する場合、適正な処理が必要となります。

6 参加と協働の現状と課題

環境情報、環境教育・環境学習

地球温暖化をはじめとしたさまざまな環境問題が社会的に取り上げられ、環境に対する市民の意識も高まりつつあります。

このような社会情勢の中で、本市では、生涯学習推進計画に基づき、市民自らの学習を支援するための「生涯学習ガイドブック」を作成しています。市役所ホームページ、広報紙では、ごみ問題、公園、保存樹林等に関する環境情報を提供しています。

また、小・中学生が自然や文化を体験できる「狭山自然学校」や、環境に関して親子で関心と知識を高めることを目的とした「親と子の環境教室」など、市民が環境学習をできる場を設けています。

今後、市民や事業者の活動を促進するためには、情報や学習機会をさらに充実していく必要があります。

■ 親と子の環境教室



■ 狭山自然学校



環境活動

本市では、市・市民・事業者・環境団体が一体となり、地域の美化、青少年の社会参加を目的とした「クリーン作戦※」を毎年実施しています。

また、市内で活動している環境団体は、狭山丘陵の保全や自然観察会の開催、大気や水質の調査などを実施しています。

今後、市は市民や事業者の自主的な取組や活動の支援をすることで、今ある環境活動の活性化を促し、市民・事業者との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

■ クリーン作戦

